コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　THE OITA BANK,LTD.

最終更新日：2018年6月29日
株式会社　大分銀行
取締役頭取　後藤　富一郎
問合せ先：総合企画部　TEL:097-538-7612
証券コード：8392

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

・株式会社大分銀行（以下「当行」という）は、当行が持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させ、様々なステークホルダーへの価値創造に貢献することを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しており、その中でコーポレートガバナンスの基本的な考え方を以下の通り定めています。

⑴ 当行は、経営環境の変化へのスピーディーな対応や収益機会拡大等の観点から、取締役会が迅速かつ的確な意思決定及び取締役の職務執行の監督を行うとともに、監査役の経営への監査が有効に機能する仕組みを構築する。

⑵ 当行は、当行の経営基盤である地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、一層の健全性確保及びコンプライアンス（法令等遵守）の徹底に努める。

⑶ 当行は、当行の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。
・株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保する。
・株主の皆さまを含む当行のステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。
・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
・独立社外取締役が役割を発揮する仕組み（取締役会の構成、社外取締役と社外監査役を構成員とする社外役員会の開催、独立社外取締役への情報提供等）を構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
・中長期的な企業価値の向上に向け、株主の皆さまとの間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

・コード各原則について、全てを実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
・当行は、「上場株式の政策保有に関する基本方針」及び「政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」を、以下のように定めております。

＜上場株式の政策保有に関する基本方針＞
⑴ 当行は、株式保有によるお取引先との関係維持・強化や地域のお取引先に対するご支援等が、中長期的に当行の企業価値を高めることに資すると判断した場合、当該企業の株式を営業政策等の一環として保有する。
⑵ 取締役会は毎年、主要な政策保有株式について、発行先との関係性や保有コストとリターンを踏まえた経済合理性等を総合的に検証し、保有の意義が乏しいと判断された銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情に配慮のうえ、原則として削減し、残高の圧縮を図る方針とする。

＜政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針＞
・政策保有株式の議決権行使にあたり、以下の事項に該当すると判断した議案には、目的・内容等を確認・精査したうえで、総合的に賛否を決定する。
⑴ 当行の経済的利益を毀損させる可能性がある場合。
⑵ 企業価値を大きく毀損させる可能性がある場合。
⑶ 企業活動に関する適時かつ適切な情報開示が行われていない場合。

【原則1-7】
・当行役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当行や株主の皆さまの利益に反する取引が行われることのないよう、以下の手続きを定めております。
⑴ 取締役と当行との競合取引及び利益相反取引については、取締役会の承認を得る旨を取締役会規程に定めております。
⑵ 株主への利益供与の禁止やアームスレングスルール等についてはコンプライアンス・マニュアルに定めており、会社や株主共同の利益を害することのないよう、適切な手続きを定めております。

【原則3-1】
・当行では、透明性・公正性のある実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、経営理念や経営計画、各方針等を 制定し、以下のとおり、本報告書もしくはホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
⑴ 経営理念、ブランドスローガン、経営戦略、中期経営計画は、当行ホームページに掲載しております。
⑵「コーポレートガバナンスに関する基本方針」は、当行ホームページに掲載しております。また、「コーポレートガバナンスに関する基本的な

考え方」は、本報告書「1．基本的な考え方」及び「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に掲載しております。
(3)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」及び「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に掲載しております。
(4) 上記の方針を踏まえた取締役・監査役候補者に関する説明については、定時株主総会への取締役・監査役選任議案上程の際「株主総会招集ご通知」上にて開示を行っております。
※経営理念・・・http://www.oitabank.co.jp/company/rinen/keiei/
※ブランドスローガン・・・http://www.oitabank.co.jp/company/rinen/brand/
※経営戦略、中期経営計画・・・http://www.oitabank.co.jp/kabunushi/kaiji/chuki.html
※「コーポレートガバナンスに関する基本方針」・・・http://www.oitabank.co.jp/kabunushi/corprate _ governance/

【補充原則4-1-1】
・取締役会の職務については、取締役会規程に「業務執行の決定」、「取締役の職務の執行の監督」、「代表取締役の選定及び解職」である旨を定め、また取締役会が決定すべき事項についても、取締役会規程において 定めております。
・業務の執行に当たっては、経営陣に対する委任の範囲を、各職務分掌、規程等に定め、取締役会は、経営陣の業務の執行状況を監督しております。

【原則4-9】
・当行は、社外取締役の「独立性判断基準」を以下のとおり定めるとともに、社外取締役候補者の選任に当たっては、その要件を充足し、かつ社外取締役に求められる役割、責務を果たし得る資質を備えた人材を選定するよう努めております。

＜独立社外取締役の独立性判断基準＞
(1) 本人が、現在又は過去において、以下に掲げる者に該当しないこと
・当行グループ（※1）の業務執行者（※2）
(2) 本人が、現在又は過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと
・当行の主要な与信先（※3）の業務執行者
・当行グループの主要な取引先（※4）の業務執行者
・当行の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を有する者）又はその業務執行者及び監査役、会計参与
・当行グループが議決権の5％を保有する先の業務執行者及び監査役、会計参与
・当行グループの会計監査人又はその業務執行者
・当行グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている者（会計専門家、法律専門家、コンサルタント等）
・当行グループより年間1,000万円を超える寄付金を得ている団体の業務執行者
(3) 本人の配偶者、二親等内の親族又は同居者が、以下に該当しないこと
・上記（1）、（2）に記載の事項
(4) 役員等が相互に就任している状況にないこと
(5) 社外取締役の在任期間が8年を超えないこと
(6) 上記の他、独立社外取締役としての職務を果たせないと判断される事情がないこと
(7) 上記の（2）～（5）のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、十分な独立性を有し、かつ社外取締役として適切であると当行が考える場合には、その理由を対外的に説明することで、当該人物を当行の独立社外取締役候補者とすることができる。
（※1）当行及び当行の子会社、関連会社、関係会社
（※2）業務執行取締役、執行役員、又は使用人
（※3）主要な与信先に係る判断については、与信シェア、売上高・総資産等に対する与信額の割合、債務償還年数、預金等取引とのバランス、他金融機関との取引状況等を総合的に勘案し、当該企業等が当行グループ経営陣から著しいコントロールを受け得る立場か否かを判断する。
（※4）主要な取引先に係る判断については、当行と当該企業との取引による売上高等が当該会社の売上高等の相当部分を占めている等、親会社、関連会社と同程度の影響を受け得る立場か否かにより判断する。

【補充原則4-11-1】
・「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に掲載しております「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」の中で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を記載しておりますので、ご参照ください。
※「コーポレートガバナンスに関する基本方針」・・・http://www.oitabank.co.jp/kabunushi/corprate _ governance/

【補充原則4-11-2】
・取締役及び監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告及び本報告書の「2.1【取締役関係】会社との関係及び【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しておりますので、ご参照ください。
・また、当行ホームページに掲載しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に、社外役員の兼職に関する考え方を記載しております。
※株主総会招集ご通知・・・http://www.oitabank.co.jp/kabunushi/kabusiki/soukai/
※「コーポレートガバナンスに関する基本方針」・・・http://www.oitabank.co.jp/kabunushi/corprate _ governance/

【補充原則4-11-3】
・取締役会評価の実施目的および実施要領
(1) 当行では「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第22条（取締役会の評価）に基づき、取締役会が、各役員による取締役会の有効性等についての自己評価等をもとに、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することとしております。
(2) 平成29年度においては、以下の要領で実施し、平成30年6月の取締役会にて審議いたしました。
対 象 者 ： 平成30年3月末時点での全取締役および全監査役（計13名）
実施方法： 対象者に対してアンケートを実施（択一方式および記述方式の併用）
質問内容： 以下の4つの大項目毎に設問を設定（設問数 計9）
・取締役会の構成　・取締役会の運営　・取締役会の役割、責務　・取締役会を支える体制

大項目毎に総合評価および記述式の設問を設定
結果集計：アンケート結果は事務局（総合企画部）にて集計
評価方法：アンケート結果を集計・分析のうえ、取締役会にて評価決定および課題確認

・今回の分析・評価結果の概要について
⑴ 取締役会の構成
取締役会の構成人数や社外役員の割合、構成員の多様性、その知識レベル等は適切であると評価しております。ただし、コーポレートガバナンスを更に高度化するための、将来的に目指すべき取締役会の構成、機関設計等については、今後も引続き議論してまいります。
⑵ 取締役会の運営
取締役会の開催頻度や開催状況等、その運営は適切になされていると評価しております。更なる審議の充実・活性化に向けては、引続き取締役会資料の改善や議案数の見直しを進めていく方針です。
⑶ 取締役会の役割・責務
取締役会における審議事項や審議状況等、その役割・責務は適切に果たされていると評価しております。更なる実効性向上に向けては、指名・報酬に関する任意の諮問委員会の設置検討や後継者の育成等に関する議案の充実を図っていくことが、今後の課題であると認識しております。
⑷ 取締役会を支える体制
取締役・監査役による情報入手機会の確保や内部監査部門との連携、独立役員の活動等、取締役会を支える体制は適切に整備されていると評価しております。なお、独立社外を構成員とする「社外役員会」ほか各種重要会議・協議会等の実効性向上や、個々の役員へのトレーニング・知識習得の機会提供の充実に関しては、今後も継続的に取り組んでまいります。
※「取締役会の実効性評価」・・・http://www.oitabank.co.jp/kabunushi/corprate _ governance/

【補充原則4-14-2】
・当行は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針を、以下のように定めております。

＜取締役及び監査役に対するトレーニングに関する基本方針＞
(1)当行の取締役・監査役（社外を含む）は、様々な課題に対し適切な経営判断等を行うため、経営を取り巻く環境、当行業務に関連する法令等の内容、当行の状況・課題等に関して、適宜情報の収集や知識の習得に努める。
(2)当行は、取締役、監査役が情報・知識を収集、更新する機会として、行内外の研修やセミナー等に関するメニューを随時提供するとともに、当行費用での参加機会を提供する。

【原則5-1】
・当行は、以下の方針に基づき、株主の皆さまとの建設的な対話の促進に向けた取り組みを行ってまいります。

＜株主との建設的な対話を促進するための方針＞
⑴ 統括者
株主の皆さまとの対話全般について、建設的な対話を実現させるため、取締役頭取を統括者とし、経営戦略、経営計画並びに資本政策等の所管部である総合企画部の担当取締役及び総合企画部長を統括補助者とする。
⑵ 株主の皆さまとの対話を補助するための体制及び行内連携
・所管部　総合企画部（経営企画グループ、収益管理室、広報グループ）
・関係部　株主の皆さまとの対話の内容による関係部
・行内連携
事業報告書、IR関連資料等、株主の皆さまへの開示書類の作成に当たっては、関係部による協議を行うことで、正確性及び適切性を確保する。
⑶ 株主の皆さまとの対話
適切な情報の開示
・当行は、当行に関する情報について、諸法令及び証券取引所の定める有価証券上場規程などに従い、適時かつ公平な開示を行う。
株主総会
・株主総会には、多くの株主の皆さまに出席いただき、株主の皆さまの意思をより反映できるよう、例年予想される集中日等を考慮し、設定を行う。
・招集通知については、可能な範囲で早期に発送する。また、株主の皆さまに総会議案を十分ご検討いただくため、招集通知を発送するまでの間、招集通知に記載する内容が確定次第速やかにTDnet及び当行ホームページにおいて、公表する。
・海外の株主の皆さまにも総会議案を十分ご検討いただくため、招集通知及び参考書類の英訳を行う。
IR活動
・当行は、株主の皆さまとの長期的な信頼関係醸成のため、直接的な対話の機会を重視し、機関投資家向けの経営説明会や個人投資家向けの説明会等の開催により、当行の経営方針や事業内容に関する情報の迅速かつ正確な開示に努める。
・経営説明会の資料については、当行ホームページにおいて開示を行う。
・株主の皆さまとの対話を通していただいたご意見やご要望について、可能なものは事業活動に反映させることにより、企業価値の向上に取り組む。
⑷ 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
株主の皆さまとの対話に当たっては、情報開示の公平性に鑑み、行内におけるインサイダー情報に該当する重要事実の取り扱いについて、法令及び行内規定に基づき、適切に管理する。
※株主総会招集ご通知・・・http://www.oitabank.co.jp/kabunushi/kabusiki/soukai/
※経営説明会資料・・・http://www.oitabank.co.jp/kabunushi/keiei/setumeikai/

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	689,591	4.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	676,700	4.30
日本生命保険相互会社	510,792	3.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY505223(常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	453,593	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	388,700	2.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	388,300	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	380,500	2.41
大分銀行行員持株会	316,795	2.01
大同生命保険株式会社	263,415	1.67
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	224,432	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当行は、自己株式を511,820株保有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桑野　和泉	他の会社の出身者								○			○
大崎　美泉	学者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑野　和泉	○	株式会社玉の湯　代表取締役社長 一般社団法人由布院温泉観光協会 会長 九州旅客鉄道株式会社　社外取締役 ※なお、株式会社玉の湯、一般社団法人由布院温泉観光協会、及び九州旅客鉄道株式会社と当行の間には、貸出金等の取引があります。	地元観光協会会長を務める等、観光振興や地域活性化への経験豊富な経営者であり、その十分なる知見により、当行の経営全般を俯瞰する立場から、当行が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明等ができるため社外取締役に就任いただいております。また、同氏が代表取締役社長である株式会社玉の湯、会長である一般社団法人由布院温泉観光協会及び社外取締役である九州旅客鉄道株式会社と当行の間には、貸出金等の取引がありますが、経営陣から著しいコントロールを受け得る立場になく、主要な与信先、主要な取引先には該当しないため、独立役員として届出しております。

大崎　美泉		国立大学法人大分大学 経済学部 学部長	国立大学法人大分大学経済学部長としての高い学識と、同大学の広報戦略担当学長補佐を務められたこと等の幅広い経験を有しており、その十分なる知見により、当行の経営全般を俯瞰する立場から、当行が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明等ができるため社外取締役に就任いただいております。また、当行との利害関係もなく、経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、当行に対し十分な独立性を有していると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当行では、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。
監査役は、会計監査人の営業店等往査の立会実施、定期会議を行うなど連携を図っております。
また監査役は、監査部の臨店監査時に常勤監査役の往査を実施するほか、監査部と毎月1回定例会議を実施し、内部監査状況の報告聴取及び意見交換を行うなどの連携を図っております。
また半期に1回監査役、会計監査人、内部監査部門による三様監査連絡会を実施し、意見交換を行うなどの連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小島　庸匡	公認会計士													○
岡村　邦彦	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島　庸匡	○	公認会計士 日本タングステン(株)　社外監査役	公認会計士としての会計に関する専門知識、豊富な経験を活かし、当行の業務執行に対し助言･提言を頂くために社外監査役に就任いただいております。また、当行との利害関係もなく、経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として届出しております。
岡村　邦彦	○	株式会社ジョイフル　社外監査役	弁護士として培われた法律の専門的知識を有しており、そのキャリアにより、公正中立の立場で監査役としての職務を適切に遂行して頂けることが期待できるため、社外監査役に就任いただいております。また同氏が代表を務める岡村法律事務所、社外監査役である株式会社ジョイフルと当行の間には、貸出金等の取引がありますが、経営陣から著しいコントロールを受け得る立場になく、主要な与信先、主要な取引先には該当しないため、独立役員として届出しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストック･オプション制度を導入しております。
平成26年6月より付与の対象者として執行役員を追加しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

取締役（非常勤取締役を除く）及び執行役員の業績向上および企業価値向上に資する貢献意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を一層高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（非常勤取締役を除く）に対する報酬等は、「確定金額報酬」、「役員賞与」及び「ストック･オプション報酬」で構成され、監査役及び非常勤取締役に対する報酬等は、「確定金額報酬」で構成されております。
「確定金額報酬」及び「役員賞与」については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、業績等を総合的に勘案し、取締役については取締役会に付議の上、監査役については監査役会にて協議の上、決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を社外監査役と共有するよう努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 企業統治の体制及び業務執行に関する事項

（取締役会及び取締役）
・取締役会はすべての取締役で構成され、月2回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について的確かつ迅速な意思決定を行っております。
・このほか、取締役会専決事項を除く業務執行に関する重要な事項について協議・決定する機関として、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役、及び執行役員のうち議長が指名する者をもって構成される常務会を週1回開催しております。

（監査役会及び監査役）
・監査役会はすべての監査役で構成され、監査役会は月2回定期開催されております。
・また監査役は、取締役会、常務会、その他重要な会議へ出席するほか、代表取締役と定期的に会合を持ち、当行が対処すべき課題、監査役監査の整備状況、監査上の重要課題について意見交換を実施しております。併せて必要と判断される要請を行うなど、適正な経営の監視を行っております。

（専門委員会）
・経営における重要なテーマ毎に各種専門委員会を設置し、委員会での検討状況や結果を取締役会等に報告する制度としております。
・具体的には、全行的な統合リスクに関する協議及びリスクを踏まえた収益極大化の討議の場としてＡＬＭ・統合的リスク管理委員会（主管部：リスク統括部）を毎月1回開催しております。
・また、コンプライアンスに関する重要事項の協議の場としてコンプライアンス委員会（主管部：リスク統括部）を3ヵ月に1回開催し、さらにお客さまへの説明態勢やサポート態勢整備などの協議の場としてお客さま満足度向上委員会（主管部：営業戦略部）を3ヵ月に1回開催しております。
・なお、3つの委員会へは監査役も出席し、適宜意見陳述を行っております。

(2) 内部監査、監査役監査及び会計監査に関する事項

（内部監査）
・監査部が実施する内部監査は、「部門別監査」及び「テーマ監査」で構成され、監査結果は監査報告書により代表取締役及び取締役会に報告されております。

（監査役監査）
・監査役監査は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、内部監査部門及び会計監査人と連携し、経営全般にわたる監査を実施しております。

（会計監査）
・会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

(3) 指名・報酬決定に関する事項

・取締役または監査役の候補者については、人格、見識、経歴、能力、実績、倫理観等を総合的に評価し、指名を行っております。なお指名を行うにあたっての方針と手続については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」内にて定め、開示しております。
・取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等は、「確定金額報酬」、「役員賞与」及び「ストック・オプション報酬」で構成され、監査役及び社外取締役に対する報酬等は、「確定金額報酬」で構成されております。
・「確定金額報酬」及び「役員賞与」については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、業績等を総合的に勘案し、取締役については取締役会に付議の上、監査役については監査役会にて協議の上、決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行では、取締役9名（うち社外取締役2名）で構成される取締役会が経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督機能を担い、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成される監査役会が取締役の職務執行状況ほか経営全般を監査し適宜助言を行っております。取締役会及び監査役会の各機能において、社内役員の専門性と社外役員の独立性が有機的に組み合わされ、コーポレートガバナンスの強化が図られていると判断していることから、現行の監査役制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月26日開催の「第212期定時株主総会」の招集通知は、法定期日の10日前の平成30年6月1日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	他企業の株主総会開催日を勘案の上、集中日を回避するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	第210期定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第210期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文招集通知を当行ホームページ、東京証券取引所及び議決権電子行使プラットフォームに提供しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年度は個人投資家向けの会社説明会を計2回開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成30年6月14日（木）に野村コンファレンスプラザにおいて第15回会社説明会を開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社説明会資料のほか、決算短信、ディスクロージャー誌、中期経営計画、ANNUAL REPORT等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部広報グループ	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行ではCSRを「銀行業務を通じて地域経済の発展・活性化に貢献するとともに、良き企業市民として社会や環境が抱える課題の解決に向けた幅広い企業活動を行い、お客さま・地域社会・従業員・株主・投資家等のすべてのステークホルダーから最高の信頼を得ること」と定義し、CSRの基本方針、CSRメッセージ、CSRの基本方針を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当行の「中期経営計画2016」では、基本方針に「CSVの実現」を掲げ、地域と当行自身のサスティナビリティ（持続可能性）の最大化に向けた取組みを行っております。 地域の活性化に向けては、平成26年4月に当行本部組織として新設した「地域支援室」（平成28年6月に「地域創造部」として組織改編）が中心となり、県内各地方公共団体と「地域創造連携協力協定」を締結し、協議の場を設けながら、地域の抱える課題に対する解決策の提案や施策の実施に取組んでおります。また、観光振興を目的にスマートフォン向け観光アプリ「大分めぐりん」を配信中です。 更に環境面へのCSR活動の一環として、「クールビズ・ウォームビズの実施」「企業参画の森林づくり協定締結」を実施している他、文化・芸術やスポーツの振興・育成活動として、「大分銀行ドーム」のネーミングライツ継続取得や「大分銀行ウェンズデーコンサート」「べつだいウォークへの特別協賛」「別府アルゲリッチ音楽祭への特別協賛」等を実施しております。

その他	当行では、「長期経営計画2011」において、「女性人財の活用」「適材適所の実現のためのスペシャリストの育成」を掲げ、女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進しています。具体的には、行内にダイバーシティ推進チームを立ち上げ、女性の活躍支援に向けた施策の検討を行うとともに、多様な人財の登用と働き方の構築に向けた活動を行っています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

株式会社大分銀行では、「倫理宣言」及び会社法に基づいて、取締役会は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務並びに当行及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための基本方針を以下の通り定め、当行の経営理念の実現を図っていくことといたします。

(1)取締役、執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役、執行役員が法令、定款及び当行の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範として役員コンプライアンスマニュアルを定める。
・取締役、執行役員は、行外で実施されるコンプライアンスに関する各種研修等へ出席し、取締役、執行役員として、求められるコンプライアンスへの認識を新たにすることに努めるものとする。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及びそれに関する各規程等に従い適切な保存及び管理を行う。その他、必要に応じて、各規程等の見直しを行うものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・統合的リスク管理態勢を整備・確立するため、統合的リスク管理方針を定め、リスク管理の統括部署をリスク統括部とする。
・ALM・統合的リスク管理委員会を設置し、リスクカテゴリー毎の各リスク管理部署による管理を通じて統合的なリスク管理を行う。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会の運営及び付議基準等を定めた「取締役会規程」を制定し、これに基づき取締役会を原則として月2回開催する。
・取締役会専決事項を除く業務執行に関する重要事項を協議決定する機関として常務会を設置するほか、各種専門委員会、その他会議体を組成する。
・業務執行に係る組織、権限等を明確化するため、「業務組織規程」及び「職務権限規程」を制定する。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・経営理念を制定し企業活動の基本理念を明確にするとともに、法令等遵守方針を定め法令等遵守規程及びコンプライアンスマニュアルに基づき、使用人全員が法令及び定款を遵守する体制を構築する。
・リスク統括部でコンプライアンスプログラムを策定し、リスク統括部及び関連部署で、これに沿った行員教育を実施する。その他、監査部は各部署のコンプライアンス態勢の監査を実施する。
・リスク統括部を窓口とするホットライン（内部通報制度）を設け、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の通報体制を構築する。

(6)当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の運営に関する基本的な事項について定めるとともに当行と子会社の連携強化を図り、大分銀行グループ全体として健全経営のもと発展していくことを目的として大分銀行グループ会社運営規程を制定する。
・当行及び子会社は、会計基準その他財務報告に関する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するための内部統制の態勢を整備する。
・子会社において、大分銀行グループ会社運営規程で定める子会社から当行への協議・報告事項等が発生した場合には、適宜所管部へ報告を行う。所管部は必要に応じ、子会社の統括部署である総合企画部及び取締役・監査役等へ報告を行う。
・当行は、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理するため、大分銀行グループ会社運営規程において、銀行のリスクカテゴリー毎の所管部署が子会社におけるリスクを適切に管理することを定める。
・当行は、中期経営計画を策定するにあたり、子会社に対し、当行の方針に沿った中期経営計画の策定を指示する。また、当該中期経営計画を具体化するため、子会社に対し、毎事業期ごとの業務方針及び予算計画等の策定を指示する。
・当行は、子会社に対し、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定を指示する。
・監査部は、内部監査規程、大分銀行グループ運営規程及び当行と子会社との監査委託契約に基づき、業務監査及び自己査定監査を実施する。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項監査役の職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任の補助使用人を1名以上配置する。

(8)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会及び監査役の指揮命令下で職務を遂行し、補助使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を得るものとする。
・監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、個別職務権限で規定する監査役室の分掌事項に基づき職務を遂行する。

(9)取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告するための体制
・当行の取締役、執行役員及び使用人は、報告すべき事項を監査役会と協議して定めた上、その協議結果に基づいて報告を行う。主たる報告事項は次の通りとする。
　・業務の遂行状況及び財務の状況
　・内部監査部門が実施した内部監査の結果
　・リスク及びリスク管理の状況
　・法令等遵守に関する状況
　・ホットライン通報の内容
・子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制
　・子会社の役員及び使用人は、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。
　・子会社の役員及び使用人は、法令等違反行為、当行又は当行の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った

場合には、直ちに当該子会社の内部管理部署へ報告を行うか、ホットラインに通報する。
・上記により報告を受けた場合、当該部署の責任者は、当行監査役に速やかに報告する。

(10)監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当行は、(9)記載の当行監査役への報告を行ったすべての者について、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行及び子会社に周知徹底する。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
・当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎期一定の予算を設ける。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役及び取締役は、監査役監査の重要性と有用性について認識し、監査役監査が実効的に実施できる体制を確保する。
その他、代表取締役は、監査役と監査役監査の環境整備について定期的に意見交換するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当行の企業倫理において、「大分銀行は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは毅然として対決する。」と定めており、反社会的勢力との関係遮断を基本方針としております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
当行の企業倫理に基づき、「反社会的勢力管理対応マニュアル」を定めており、以下の管理体制を整備しております。
・反社会的勢力に関する主たる統括部署をリスク統括部とし、反社会的勢力への対応について必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士等と連携を取りつつ、関係部門間の横断的協力体制など適切な対応に向けた指導を行う。
・営業戦略部お客さまサービス室は、反社会的勢力との取引を防止するための事前審査を行う体制整備として、反社会的勢力に関する情報収集、分析及び一元的管理を行う。
・各業務所管部は、業務に関連した反社会的勢力に関する情報を把握し、営業戦略部お客さまサービス室及びリスク統括部への報告・連絡等の連携を図る。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当行におけるコーポレート･ガバナンス体制及び適時開示体制については、別紙体制図の通りでございます。

【コーポレート・ガバナンスの体制図】

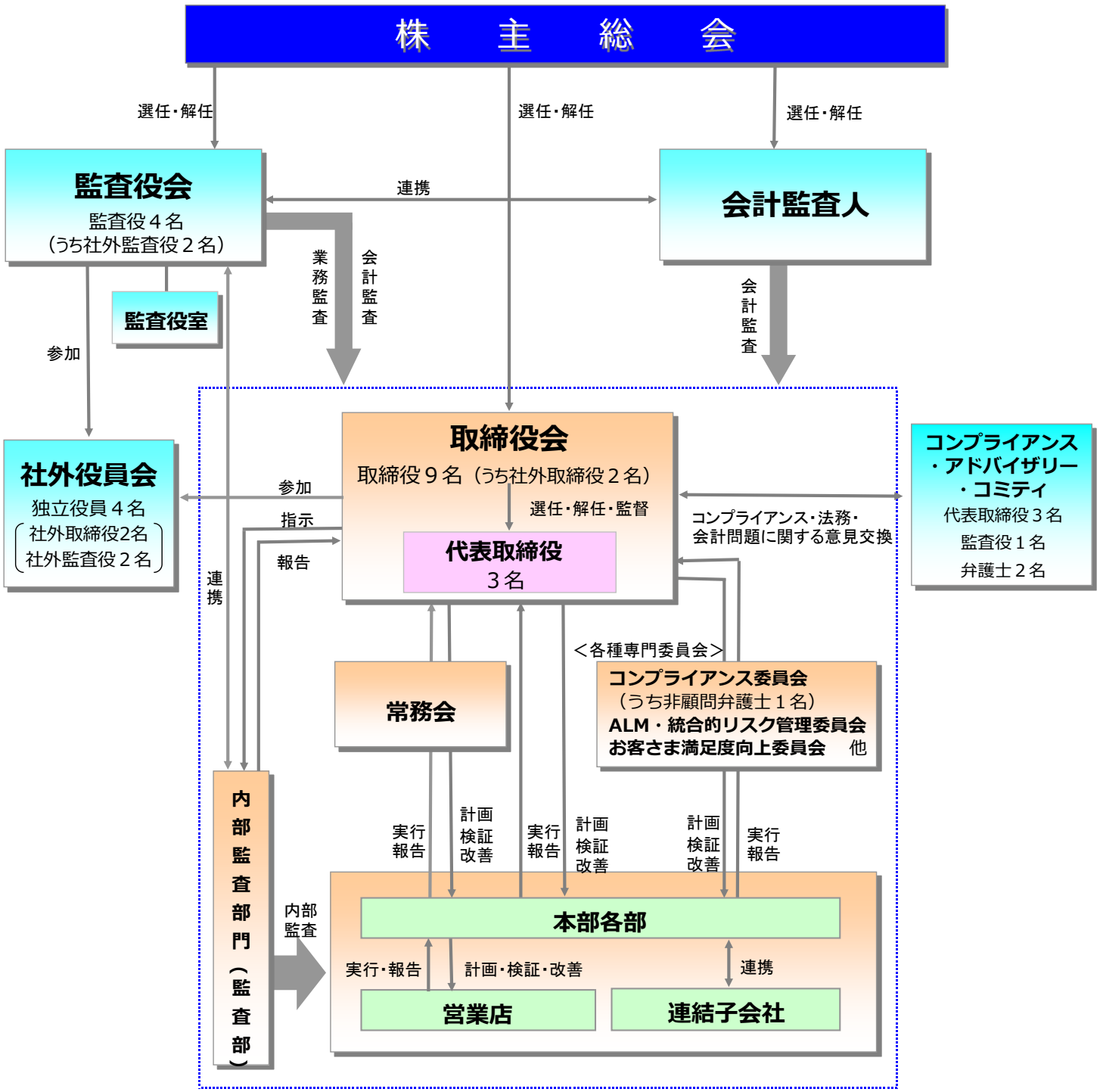

【適時開示に係る社内体制図】

株式会社　大分銀行

